

葉山町議会議長 伊東圭介様

陳情第 5-40号

## 葉山町における地下駐車場・地下室設置時に地盤／地質調査を義務付ける条例を求める陳情書

### 陳情趣旨

葉山町において、一定の規模の地下掘削を伴う建築には、用地の地質・地盤、水脈調査を厳密に行い、その結果を開示することを義務付け、この条例に伴い新たに設定する葉山町独自の基準を満たさない計画は認可しない要旨の条例の即急なる制定を強く陳情いたします。

### 陳情理由

葉山町は、県のどの市町村とも異なり、葉山断層など特異な起源を持つ山々・扇状地形と海に起因する、豊かな自然と水とに恵まれた日本でも稀有の立地と景観を誇ります。そのような土地に町がある故に、そうした自然の恵を深く理解し保全に努め、それとの調和を図るまちづくりを実現することが葉山の町としての責務と言えるでしょう。

こうした特殊な土地故に、その開発には他の地域に求められる以上の繊細な対策が必要になります。その中でも大きな問題を引き起こすのが、土地掘削を必要とする地下駐車場、地下室などの地下構造物を建築する場合です。これまでも、葉山町特有の水に起因する問題（豊富な地下水脈の遮断や迂回を起因とする近隣地の陥没や冠水、河川護岸へのダメージ等）、掘削して出た土砂に含まれる有害、有毒物質（注）の飛散とその河川や海への流出など、様々な問題が引き続き起き、また現在も進行中であります。

こうした問題は、建築中・直後のみならず数年の時間差で発現することも多々あり、起こった後では時すでに遅し、原状回復、原因究明も困難になるケースが国内に多く存在します。

これら問題を将来に亘って防止するために、葉山町内で一定の規模の地下掘削を伴う建築には、用地の地質・地盤、水脈調査を厳密に行い、結果を開示することを義務付け、ともに新たに設定する葉山町独自の基準を設定し、それを満たさない計画は認可しない要旨の条例の制定が急務と考えます。

（注）神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 第2条参照

文5、8、3 |

